



ふるさと向日市 創生計画

MUKO CITY





ご挨拶

かつて我が国の都が置かれた本市には、先人たちによって古代から連綿と受け継がれてきた歴史・文化に加え、京都・大阪の大都市間に位置し、複数の鉄道駅がある利便性、西ノ岡丘陵の竹林をはじめとする豊かな自然等、コンパクトな市域の中にたくさんの魅力があふれています。

昨年2月に「向日市歴史的風致維持向上計画」（歴まち計画）が国から認定を受けたことに伴い、本市では様々な機会を通じて、歴史の事実の発信や魅力の向上に努めてまいりました。

今日、全国的な少子高齢化や大きな自然災害を契機とする防災意識の高まり、また、地方創生の活発化等、行政へのニーズはより一層複雑化・多様化しています。

こうした中、本市では「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」「信頼と協働で市民の声が届くまちづくり」の3つを施策の柱とする「ふるさと向日市創生計画」を策定いたしました。

「ふるさと向日市創生計画」は、本市のまちづくりにおける最上位計画に位置づけるもので、今後本市が進むべき方向性を示し、それを実現するため、新たにチャレンジする施策や、拡充する施策を計画に盛り込みました。

この計画を実施していくことで、すべての市民の皆様に向日市が「ふるさと」だと思っていただける、そして老若男女を問わず誰もが安心して暮らせるまちへと発展させてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の積極的なご参加とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、向日市ふるさと創生計画委員会委員並びに市議会議員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました多くの市民の皆様にご心から御礼を申し上げます。

平成28年3月

向日市長 安田 守

目次

序論	1
----	---

施策の柱Ⅰ 歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり

施策分野 1 歴史あふれるまちづくりの推進	4
施策分野 2 産業の活性化	7
施策分野 3 都市基盤の整備	9

施策の柱Ⅱ 人と暮らしに明るくやさしいまちづくり

施策分野 1 少子化対策・子育て支援	16
施策分野 2 健康づくりの推進	18
施策分野 3 高齢者が安心して暮らせる体制の充実	19
施策分野 4 障がい者福祉の充実	21
施策分野 5 地域福祉の充実	22
施策分野 6 環境・資源循環の推進	23
施策分野 7 生活の安心・安全の確保	25
施策分野 8 消防・救急体制の強化	28
施策分野 9 ライフラインの強化	30
施策分野 10 学校教育の充実	32
施策分野 11 生涯学習の推進	38
施策分野 12 生涯スポーツの振興	41

施策の柱Ⅲ 信頼と協働で市民の声が届くまちづくり

施策分野 1 市民協働の推進	44
施策分野 2 人権・平和・男女共同参画の推進	46
施策分野 3 行財政運営力の向上	48

資料編	49
-----	----

序論

(1) 計画策定の目的

我が国の人口は、平成20年以降、減少に転じ、本格的な少子高齢化時代を迎えています。今後、人口減少は特に地方で急激に進むと予想され、地域活力の低下が危惧されています。

本市では、平成17年の55,041人（国勢調査）をピークに、初めて人口が減少に転じ、少子高齢化が進展している中、桂川・洛西口新市街地に大型商業施設や企業が進出するとともに、住宅の立地が進み、今後数年間は人口増加が予想され、他のまちとは異なる状況となっております。

しかし、長期的には、本市も、国と同様、人口減少の傾向となることが予想される中、地域を維持し、活性化するためには、地域の実情に応じて、「これから先向日市はどうあるべきか」「どうすべきか」そして「どのようなまちにしたいか」ということを自らでしっかり考え、今やらなければならないまちづくりにスピード感を持って、しっかり取り組んでいくことが重要です。

こうしたことから、すべての市民の皆様に向日市が「ふるさと」であると思っただけのように、そして「向日市を良くしたい」という思いが行動につながるよう、まちづくりに取り組むとともに、歴史を活かした「ふるさと向日市」の創生を図るため、「ふるさと向日市創生計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

この計画は、第5次向日市総合計画基本構想を踏まえつつ、後期基本計画に代わる新たな計画として、今後、本市が目指すべき方向性を示したまちづくりの最上位計画と位置付けます。

(3) 施策の柱

市民の皆様が誇りを持てるまちづくりを進めていくため、史跡長岡宮跡等歴史あふれるまちの魅力を広く発信する取組や、より一層の地域資源の活用、誰もが安心して暮らせる地域づくりを行っていくため、「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」「信頼と協働で市民の声が届くまちづくり」の3つを本計画における施策の柱とします。

なお、本計画を推進するため、施策の柱には、関連する施策分野、具体的な施策及び取組を設定します。

I 歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり

面積7.72km²という西日本一コンパクトな市内には、古墳群や向日神社、史跡長岡宮跡、西国街道等連綿と続く歴史・文化資源が豊富に存在しています。

こうした歴史・文化資源は本市固有の貴重な資源であることから、「向日市歴史的風致維持向上計画」（歴まち計画）の認定を契機として、歴史の事実と魅力を国内外に発信し、まちの賑わいと活力を維持・創出することで、子どもから高齢者まで、すべての市民の皆様に向日市を「ふるさと」として愛着と誇りを感じられるまちづくり、そして観光・交流等を通じて訪れた人が「訪れてよかった」「また訪れたい」と感じ、「いつかは住みたい」と思われるまちづくりを進めます。

【施策分野】

歴史あふれるまちづくりの推進
産業の活性化
都市基盤の整備

Ⅱ 人と暮らしに明るくやさしいまちづくり

少子高齢化時代を迎え、人口減少と少子高齢化に立ち向かうため、結婚から妊娠、出産、子育てに至る切れ目ない母子支援や健康づくり、福祉・医療の充実に地域ぐるみで取り組むとともに、まちのコンパクトさや鉄道の利便性を活かし、市内公共交通の利便性向上や防災・防犯・交通安全への取組等、老若男女を問わず、誰もが安心・安全・健康に暮らすことのできる環境づくりを推進します。

【施策分野】

少子化対策・子育て支援
健康づくりの推進
高齢者が安心して暮らせる体制の充実
障がい者福祉の充実
地域福祉の充実
環境・資源循環の推進
生活の安心・安全の確保
消防・救急体制の強化
ライフラインの強化
学校教育の充実
生涯学習の推進
生涯スポーツの振興

Ⅲ 信頼と協働で市民の声が届くまちづくり

地域の実情にあったまちづくりを進めていくには、市民の皆様の信頼と協働が不可欠であり、そうした信頼関係を築いていくため、行政情報の適切な公開や市長と市民の皆様が対話をできる仕組みづくり、市民参画の機会や場の創設等、市民の皆様の「自分たちで向日市を良くしたい」という思いが行動につながり、市民の皆様の声が行政に届くまちを築きます。同時に、多様性を認め合い、尊重し合う社会を実現するため、人権・平和や男女共同参画の積極的な取組を推進するとともに、本市が将来にわたって安定・自立した行財政運営ができるよう、効率的で健全な行財政運営を推進します。

【施策分野】

市民協働の推進
人権・平和・男女共同参画の推進
行財政運営力の向上

(4) 計画期間

「ふるさと向日市創生計画」は、まちづくり課題への迅速な対応、そして次代の発展への礎を築いていくため、重点・優先して取り組む施策を明らかにし、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とします。

なお、急激に変化する時代や環境の変化にスピード感を持って、しなやかに対応していくため、計画期間内においても毎年、見直しを行うものとします。

施策の柱 I

歴史を活かし、 活力と魅力あるまちづくり

施策分野1 歴史あふれるまちづくりの推進

施策分野2 産業の活性化

施策分野3 都市基盤の整備

施策分野 1 歴史あふれるまちづくりの推進

施策 1 歴史・文化資源の整備と活用

基本方向

- 史跡長岡宮跡や古墳群等市内に所在する文化財の保護及び積極的な整備・活用に努め、歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進し、未来に継承します。
- 市内外の人々が集い交流できる歴史文化拠点を整備します。

取組

- 歴史文化拠点の整備
- 史跡長岡宮跡や古墳群の整備の推進

施策が目指す姿・目標

- 史跡長岡宮跡や古墳群等の魅力あふれる全国に知られたまち

	H26	H31
→文化資料館入館者数	11,508人	17,000人
→朝堂院公園来訪者数	6,645人	10,000人



施策2 観光振興の推進

基本方向

- 本市が誇るべき歴史・文化資源を活かし、地域経済の活性化を図り、また、国内外から積極的に観光客を誘致するため、ハード・ソフト両面での総合的、多角的な観光施策を推進します。

取組

- 観光振興プランの策定
- 土産等特産品の開発及び飲食店、特産品販売所の開設支援
- 観光バスも利用できる駐車場の整備
- ホテル等の複合型宿泊施設の誘致

施策が目指す姿・目標

- 「観る・食べる・買う」ことができ、まちぐるみで来訪者を温かく迎えることができるまち
- 自動車や観光バスで訪れることができるまち

	H26	H31
→観光入込客数	260,000人	390,000人
→観光消費額	87,000千円	200,000千円
→観光振興プラン	—	策定(H28)
→特産品開発件数	—	3件

施策3 まちの魅力の戦略的発信

基本方向

- ふるさと向日市に対する理解と愛着を深められるよう、歴史の事実とまちの魅力を市内外に戦略的に発信します。

取組

- ふるさと向日市の PR の推進
- 向日市検定の実施

施策が目指す 姿・目標

- 「古都のむこう、魅力のふるさと」と思ってもらえるまち

	H26	H31
→ 「かぐやのタベ」「向日市まつり」等の市内外への広報活動による来場者数	—	H27実績比 10%増
→ 本市に対する市民の定住意向の割合	73.8% (H27)	80%以上
→ 向日市検定受検者	—	延べ5,000人 (5年間で)

施策分野 2 産業の活性化

施策 1 商工業の活性化

基本方向

- 歴史を活かしたまちづくりの施策と連携しながら、商工業者の育成や誘致を支援する取組を推進し、市内商工業の振興、活性化を図ります。

取組

- 大型商業施設との差別化を図った魅力的な店づくりへの支援
- 事業所の要望・相談等及び進出する事業所に対応する窓口体制の整備
- 金融支援方策の充実の検討
- 商工業振興センターの整備

施策が目指す姿・目標

- 市外からも買い物客が訪れる活気にあふれる商店があるまち
- 事業所が意欲をもって経営ができるまち

	H26	H31
→ 経営指導数	900件	H26実績比 10%増
→ 市内の創業件数	—	20件 (5年間で)

施策2 農業の活性化

基本方向

- 新鮮で安心・安全な農産物を提供するために地産地消を推進するとともに、新たなブランド農産品の開発の支援や農業資源を活用した農商工の連携により、やりがいのある農業経営を支援します。

取組

- 地産地消の拡大
- 耕作放棄地の防止施策や放置竹林対策の実施
- 特産品の育成・開発への支援
- 農商工の連携による市内産業の活性化

施策が目指す姿・目標

- 意欲ある生産者や新たな担い手がいきいきと農業経営ができるまち

	H26	H31
→ 愛菜楽市出品農家数	20件(H27)	30件
→ 特産品開発件数	—	3件
→ 市内で生産された農産物や商工特産品の常設販売所	—	1箇所設置



施策分野 3 都市基盤の整備

施策 1 道路整備の推進

基本方向

- 都市計画道路や幹線市道の整備を推進することで幹線道路のネットワークを構築し、活力と魅力あるまちを目指します。
- 市民生活に密着した生活道路・細街路の整備を推進することで、安全で快適な住環境づくりを目指します。

取組

- 都市計画道路及び幹線市道の整備
- 生活道路・細街路の整備
- 交通安全対策の一層の推進

施策が目指す姿・目標

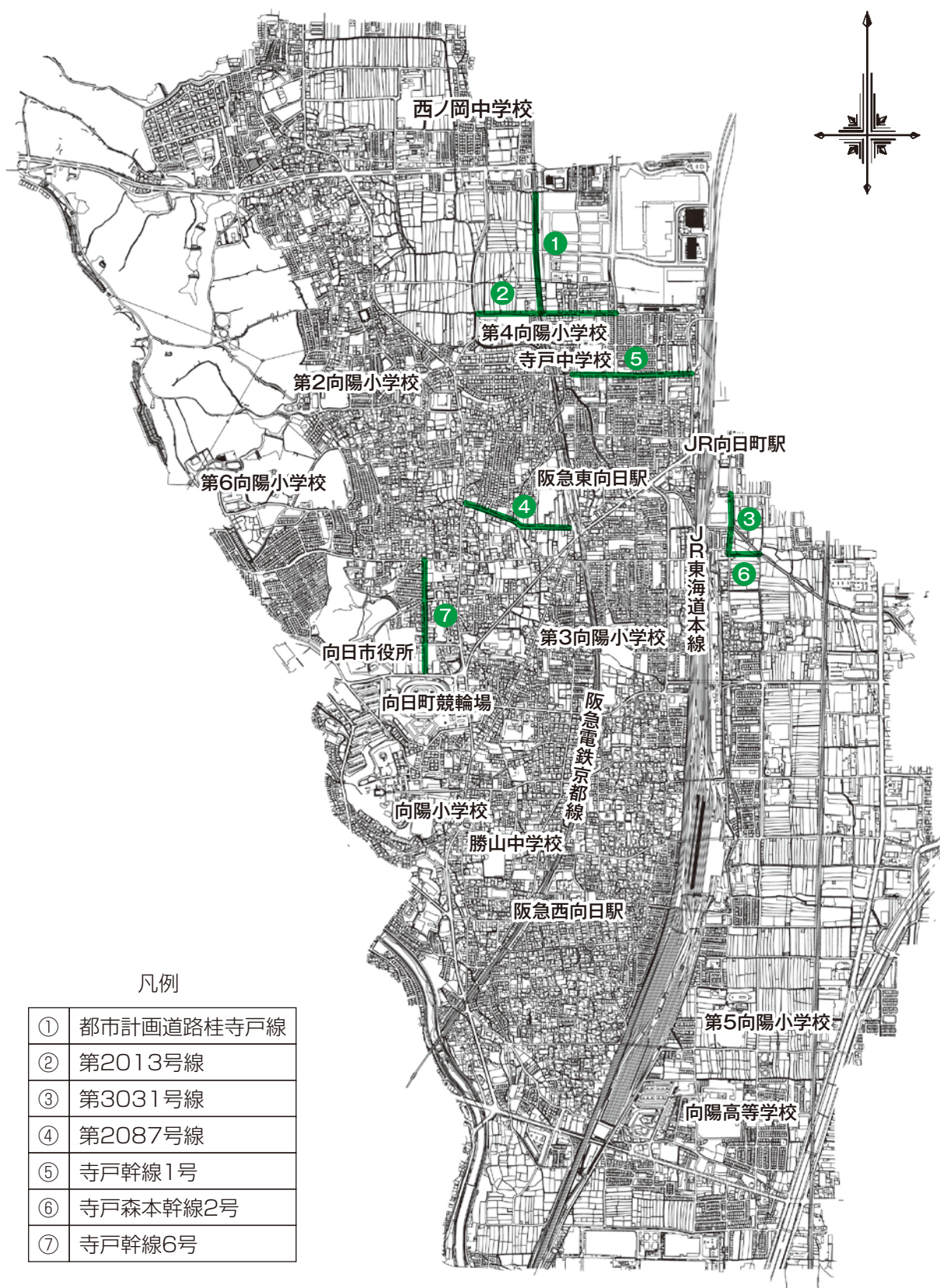
- 整備完了路線（都市計画道路桂寺戸線、向日市道第 2013 号線、第 3031 号線、第 2087 号線、寺戸幹線 1 号、寺戸森本幹線 2 号、寺戸幹線 6 号）（H31）
- 生活道路・細街路の整備（10 路線整備完了）（H31）
- 通学路の整備（10 箇所整備完了）（H31）
- バリアフリーに配慮した歩道の整備（10 箇所整備完了）（H31）
- 自転車通行レーンの整備（3 路線整備完了）（H31）

	H26	H31
→ ゾーン 30* 区域の拡大	1箇所22ha	2箇所30ha

※図1及び図2参照

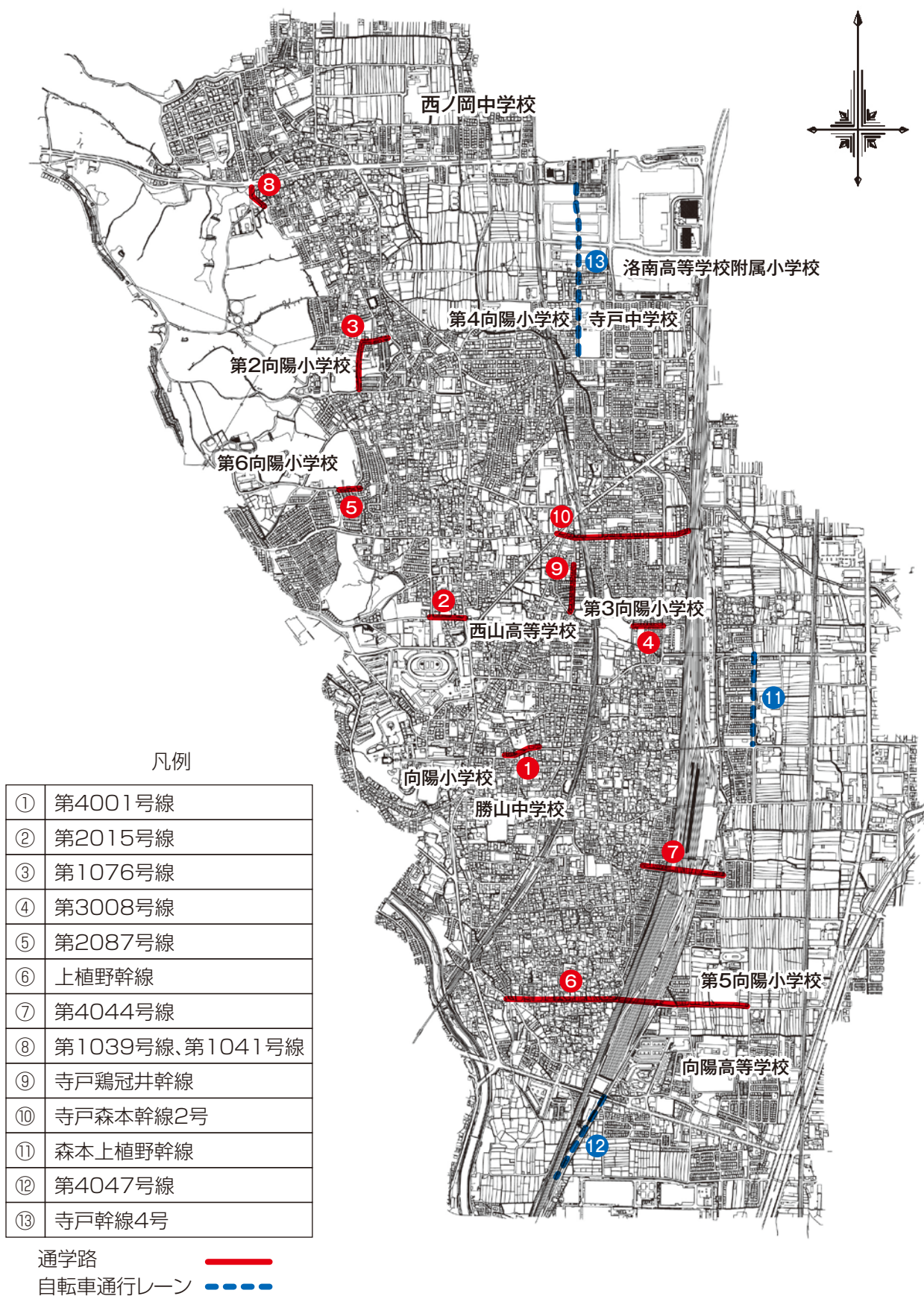
(図 1) 平成 31 年度 整備完了路線

平成31年度 整備完了路線



(図2) 平成31年度 通学路及び自転車通行レーンの整備完了路線

平成31年度 通学路及び自転車通行レーンの整備完了路線



施策2 快適で安全便利なまちづくり

基本方向

- アクセス拠点の整備等、市民の利便性の向上と産業・観光の振興を図るとともに、都市計画制度を活用した快適で安全便利なまちづくりを推進します。

取組

- 市役所機能の一部を東向日周辺に移転
- 名神高速道路スマートインターチェンジ* 開設事業の推進
- 土地利用の転換による事業所の誘致事業の推進
- 木造住宅の耐震化促進
- 景観計画の策定に向けての調査
- 都市計画マスタープランの改訂

施策が目指す姿・目標

- より便利で、より身近と感じられる安心・安全なまち
- (仮称) 桂川向日スマートインターチェンジ* を開設
- 都市計画制度(地区計画等)を活用し、企業・事業所の誘致計画の策定
- 歴史的風致維持向上計画* と整合した景観計画の策定

	H26	H31
→ 木造住宅耐震化率	75%(H25)	95%



施策3 鉄道関連事業の推進

基本方向

- JR向日町駅東口を整備し、駅への利便性や安全性を向上させることで、市内東部地域をはじめ市全体の活性化を図ります。
- 阪急東向日駅及び西向日駅について、「古都のむこう、魅力のふるさと」にふさわしい整備を行い、歴史・文化資源への誘導を図ります。

取組

- JR向日町駅東口地域の整備
- 阪急東向日駅及び西向日駅周辺整備
- 安全な踏切道の整備
- 阪急京都線連続立体交差事業の調査の推進

施策が目指す姿・目標

- 地元まちづくり協議会や周辺事業所と協働でJR向日町駅東口及び関連する都市計画道路（牛ヶ瀬勝龍寺線等）の整備
- 阪急東向日駅周辺整備
- 阪急西向日駅の改築及び周辺道路、桜の径の整備
- 市道第2013号線阪急変電所前踏切の整備完了
- 阪急京都線連続立体交差事業の事業概要計画の策定

施策4 公園緑地の整備と緑の保全

基本方向

- 市民や来訪者が憩い、やすらぐことができる場として、歴史・文化・景観資源を最大限活かした夢のある公園整備を推進します。

取組

- 歴史的風致維持向上計画*に整合した公園整備
- 古墳等歴史資産を活用した公園緑地整備
- 竹を材料とした「竹の公園」の整備

施策が目指す姿・目標

- 歴史・文化・景観資源を活用した公園のあるまち
- 市民ふれあい広場や大極殿公園等の整備
- はり湖池周辺緑地や勝山公園緑地等の公園緑地整備
- 向日市産の竹材を用いた公園整備完了



施策の柱 II

人と暮らしに明るく やさしいまちづくり

- 施策分野 1 少子化対策・子育て支援
- 施策分野 2 健康づくりの推進
- 施策分野 3 高齢者が安心して暮らせる体制の充実
- 施策分野 4 障がい者福祉の充実
- 施策分野 5 地域福祉の充実
- 施策分野 6 環境・資源循環の推進
- 施策分野 7 生活の安心・安全の確保
- 施策分野 8 消防・救急体制の強化
- 施策分野 9 ライフラインの強化
- 施策分野10 学校教育の充実
- 施策分野11 生涯学習の推進
- 施策分野12 生涯スポーツの振興

施策分野 1 少子化対策・子育て支援

施策 1 安心して産み育てる体制づくり

基本方向

- 安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、妊娠期から継続的に支援できる環境を整備します。また、育児支援や親子の交流促進を図る等、地域ぐるみで子育てを応援します。
- すべての子どもの成長・発達に応じた専門的な支援をするため、母子保健対策を充実します。

取組

- 妊娠から子育てまでの切れ目ない支援体制の充実
- 配慮を必要とする子どもたちの成長・発達の支援
- 子ども虐待の未然防止対策の推進

施策が目指す姿・目標

- 安心して産み育てることができるまち

	H26	H31
→ 年間出生数	411人	500人
→ 子育てコンシェルジュ*による妊婦の面接	—	100%(H28)



施策2 子育てを支援する保育環境づくり

基本方向

- 子育て支援のための施設の計画的な整備を図るとともに、時間延長等多様な保育サービスの充実に努めます。

取組

- 年間を通じた待機児童の解消
- 時間延長等保育サービスの充実
- 留守家庭児童会施設の計画的な整備

施策が目指す姿・目標

- 働く世代を応援し、子どもたちが伸びやかに育つまち

	H26	H31
→ 年間を通じた待機児童	13人	0人
→ 保育所定員	1,050人	1,199人(H28)

施策分野 2 健康づくりの推進

施策 1 生活習慣病予防による健康生活への支援

基本方向

- 市民が主体的に健（検）診を受け、生活習慣の改善等の健康づくりに取り組めるよう支援します。

取組

- 特定健診等の受診率向上と生活習慣病の重症化予防
- がん検診体制の充実

施策が目指す 姿・目標

- 生涯を通じて健康で豊かな生活を送ることができるまち

	H26	H31
→ 特定健診の受診率	43.9%	50%
→ 特定保健指導の実施率	26.9%	35%
→ 乳がん検診の受診率	22.4%	25%



施策分野 3 高齢者が安心して暮らせる体制の充実

施策 1 地域包括ケアシステムの推進

基本方向

- 地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムの機能強化を図ります。

取組

- 地域包括支援センターの機能強化
- 介護予防施策の充実

施策が目指す姿・目標

- 住み慣れた地域で高齢者がいきいきと安心して暮らせるまち

	H26	H31
→ 地域包括支援センターによる訪問回数	3,319件	4,870件
→ 各種健康・介護予防事業参加者数	12,043人	12,400人
→ 地区別地域ケア会議の開催	30回	45回

施策2 認知症施策の推進

基本方向

- 認知症に対する市民の理解を深めるとともに、認知症高齢者を早期発見して支援につなげます。

取組

- 認知症高齢者を支える体制づくりと早期発見の取組の推進

施策が目指す 姿・目標

- 認知症高齢者とその家族を地域で支えるまち

	H26	H31
→ 認知症チェックサイト へのアクセス件数	9,700件 (H27)	12,000件
→ 徘徊SOSネットワーク* 協力事業所数	166箇所	220箇所



施策分野 4 障がい者福祉の充実

施策 1 安心して暮らし続けられる共生社会の実現

基本方向

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる施策の充実に努めます。

取組

- 相談支援体制の強化
- 地域での生活を支援する福祉サービスの充実

施策が目指す姿・目標

- 障がいのある人もない人も、いきいきと共に暮らせるぬくもりのあるまち

	H26	H31
→ 手話通訳者の配置	2人(H27)	3人
→ 計画相談支援 作成率	91.2%	100%
→ 就労移行支援事業の利用者数	7人	11人

施策分野 5 地域福祉の充実

施策 1 福祉のまちづくりの推進

基本方向

- 市民一人一人がご近所や地域で助け合い、支え合えるまちづくりを進めます。

取組

- 地域全体で見守り、支え合う環境づくりの推進

施策が目指す姿・目標

- 互いの顔が見え、地域で共に支え合えるやさしいまち

	H26	H31
→ 地域の見守りネットワーク 事業協定事業者数	1事業者	6事業者

施策分野 6 環境・資源循環の推進

施策 1 ごみ減量化の推進

基本方向

- ごみの減量化や資源再利用の取組を強化し、持続可能な循環型社会を目指します。

取組

- 公共施設等における資源ごみの終日回収の実施
- 小型家電の回収推進
- 家庭ごみの発生抑制及び事業系ごみの排出抑制

施策が目指す姿・目標

- 環境への負担が少なく、市民一人一人が優しくすむまち

	H26	H31
→ごみ排出量	560g/日・人	540g/日・人



施策2 地球温暖化防止対策の推進

基本方向

- 地球温暖化をはじめとする環境問題に取り組み、地球にやさしいまちを目指します。

取組

- 温室効果ガスの排出抑制及び省エネルギーの推進
- 再生可能エネルギーの利用推進

施策が目指す 姿・目標

- 市民一人一人が環境保全活動を実践し、地球の未来を大切にするまち

→ 温室効果ガスの削減

H26

H31

—

H2実績比
23%減



施策分野 7 生活の安心・安全の確保

施策 1 交通ネットワークの整備

基本方向

- 交通弱者の日常生活の交通手段を確保するため、市の地勢や地形にふさわしい身近な公共交通の導入を図ります。

取組

- 新たな地域公共交通手段としてのコミュニティバスの導入

施策が目指す姿・目標

- 地域公共交通のネットワーク連携により、安全・便利に移動できるまち

	H26	H31
→ コミュニティバスの導入	—	平成30年を目途にできるだけ早い時期に運行

施策2 災害時対応の充実

基本方向

- 避難支援体制の整備や避難所運営体制の充実、情報伝達体制の強化等、災害時の市民の安心・安全を守る取組を推進します。

取組

- 災害時の要配慮者避難における関係機関との連携
- 南海トラフ地震*に対応した災害備蓄物資の配置と通信設備の確保
- 災害用仮設給水栓の確保
- 被災者支援システムの導入及び被災者支援等応急対策事業の拡充

施策が目指す姿・目標

- あらゆる災害に対応した防災体制を整備し、誰もが安心して暮らすことのできるまち

	H26	H31
→ 仮設給水栓の増設	—	16地点
→ 応急給水用袋の確保	7,200袋	27,000袋



施策3 防災力・防犯力の強化

基本方向

- 想定をこえる大規模災害に対応するため、災害に対する自助意識の醸成と高揚を図るとともに市内外の様々な民間事業者や関係団体との広域的な協力・連携体制を強化します。
- 局地化、激甚化する降雨にも対応するため、雨水幹線整備を進めるとともに、既存小規模排水路の改善等により、更なる浸水安全度の向上に努めます。
- 防犯カメラを設置し、犯罪の未然防止等を図ります。

取組

- 地域自主防災組織の育成支援
- 改正水防法に対応した防災マップの定期的な見直し
- あらゆる事態に対応するための防災協定締結
- 浸水対策下水道和井川1号幹線整備の推進
- 浸水対策下水道小規模排水路の改善
- 雨水タンクの助成制度創設と推進
- 防犯カメラの設置促進

施策が目指す姿・目標

- 自助・共助・公助の連携により災害や犯罪に対する備えが強化され、市民が安心できるまち
- 防災マップの全戸配布
- 鉄道3駅周辺及び通学路に防犯カメラを設置

	H26	H31
→ 和井川1号幹線ルート の決定及び事業計画の策定	—	決定及び 策定(H28)
→ 雨水タンクの設置	—	100基

施策分野 8 消防・救急体制の強化

施策 1 地域消防・救急力の強化

基本方向

- 市民一人一人の救急救命に関する知識を深めるとともに、技術の向上に努めることで、複雑・多様化する災害への対応能力の向上を図ります。

取組

- 消防団員の確保と消防団活性化の推進
- 市民の救急対応の向上推進

施策が目指す姿・目標

- 災害時に市民の安心・安全が確保されたまち
- 消防団員数 150人体制の維持

→ 救急救命講習の受講者数

H26

398人

H31

450人



施策2 火災予防意識の徹底

基本方向

- 火災予防意識の徹底を図るとともに、自主防災組織を育成することで、安全な地域づくりを推進します。

取組

- 住宅用火災警報器の設置促進及び既設警報器の維持管理強化
- 自主防災組織や自治会・町内会等の初期消火体制の確立

施策が目指す姿・目標

- 市民と共につくる火災のないまち
- 火災発生件数0件

	H26	H31
→ 住宅用火災警報器 設置率	79.8%	85%

施策分野 9 ライフラインの強化

施策 1 上下水道事業の安定経営

基本方向

- 水道施設の計画的な整備や財源の確保、更なる経営改善に努め、運営基盤を強化します。
- 下水道施設の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理*を行います。

取組

- 遊休地の活用による市観光駐車場の整備
- 下水道施設の長寿命化の推進

施策が目指す姿・目標

- 観光駐車場の整備による水道事業収入の確保
- マンホール等管路施設の内部点検及び修繕 100%(H29)

	H26	H31
→ 下水管長寿命化率	80%	100%(H29)



施策2 水道水の安定供給

基本方向

- 水道施設を強化し、災害時や緊急時でも安全で良質な水を安定供給します。

取組

- 物集女西浄水場及び配水池の耐震化
- 水道管路の耐震化

施策が目指す姿・目標

	H26	H31
→ 物集女西浄水場及び配水池の耐震化	—	完了(H29)
→ 物集女西浄水場及び配水池の長寿命化	—	完了
→ 主要な管路(基幹管路)の耐震化率	18%	32%

施策分野 10 学校教育の充実

施策 1 学力の向上と個性を伸ばす教育の推進

基本方向

- 「質の高い学力*」を育成するため、指導方法・指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実に努めるとともに、個性や能力を最大限に伸ばす教育を推進します。

取組

- 校種間連携*の視点を踏まえた指導方法の工夫・改善
- I C T*を効果的に活用した授業の実施
- 児童生徒一人一人を大切に特別支援教育の充実
- グローバル化等、社会の変化に対応した教育の充実
- 読書活動を通じた創造力・表現力等の育成

施策が目指す姿・目標

- 生涯にわたって意欲的に学び、自己実現を目指し、これからの時代をたくましく生きる児童生徒が育つまち

	H26	H31
→学校の授業時間以外の勉強時間が平日1日当たり30分に満たない子どもの割合	小学4年生: 18.3%(H27) 中学2年生: 27.7%(H27)	10%以下
→国語や算数・数学、英語の勉強が「好き」な子どもの割合	小学4年生: 国69.0%(H27) 算81.8%(H27) 中学2年生: 国59.9%(H27) 数62.6%(H27) 英60.1%(H27)	増加

施策2 豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進

基本方向

- 公共の精神、伝統や文化の尊重等を踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動を充実させるとともに、人間として、また社会の一員として主体的に生きるための基本となる資質や能力である豊かな人間性や社会性の育成に努めます。

取組

- 道徳教育の推進
- あらゆる人権問題の解決に向けて、自ら考え行動できる児童生徒の育成
- 芸術・伝統文化に触れる機会の充実

施策が目指す姿・目標

- 一人一人を大切にし、人を思いやり、尊重する心等人間性豊かな児童生徒が育つまち

	H26	H31
→人が困っているときは進んで助けようとする子どもの割合	小学4年生: 86.8%(H27) 中学2年生: 82.4%(H27)	増加
→将来の夢や目標をもっている子どもの割合の増加	小学4年生: 89.8%(H27) 中学2年生: 76.5%(H27)	増加

施策3 健やかな身体の育成と体力の向上

基本方向

- 生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図ります。
- 知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図ります。

取組

- 児童生徒の体力・運動能力の向上
- 食に関する授業の充実等による食育の推進

施策が目指す姿・目標

- 生涯にわたって体育・スポーツ活動に親しみ、健康で生きがいのある生活を営む児童生徒が育つまち
- 新体力テストにおける握力・シャトルラン*等において、全国の平均を上回る

H26	握力(筋力)〔kg〕				シャトルラン(全身持久力)〔回〕			
	小学6年		中学3年		小学6年		中学3年	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
全国	20.04	19.74	35.70	25.48	62.62	48.95	96.84	62.43
向日市	19.44	19.11	30.27	25.33	66.89	46.39	95.53	68.53

施策4 家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくり

基本方向

- 保護者や地域社会との連携を促進し、家庭・地域社会と一体となった教育活動の充実を図り、特色ある学校づくりを推進します。

取組

- 家庭・地域社会への積極的な情報発信と地域人材等の活用
- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実

施策が目指す姿・目標

- 地域社会全体で子どもを包み込み、はぐくもうとする環境の中で、伝統や文化に触れ、ふるさと向日市に愛着と誇りを持つ児童生徒が育つまち

→今住んでいる地域の自然や歴史について関心がある子どもの割合

	H26	H31
小学4年生:	71.4%(H27)	増加
中学2年生:	33.6%(H27)	

施策5 教職員の資質能力の向上

基本方向

- 教職員一人一人が、研修等により自己の資質能力の向上を図るとともに、培った実践力を教育活動に積極的に活かし、組織としての学校の教育力を高め、計画的・継続的な教育実践に取り組みます。

取組

- 多様な教職員研修の充実

施策が目指す姿・目標

- 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくり



施策6 安心・安全な教育環境の充実

基本方向

- 児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組みます。
- 児童生徒の心身ともに健全な発達を促すとともに、安心・安全な教育環境の充実を図ります。

取組

- いじめ・不登校の未然防止・早期解消を図る指導の充実
- 自然災害や事故等、あらゆる危機に対応する力をはぐくむ安全教育の充実
- 中学校給食の実施
- 老朽化等に対応するための学校施設長寿命化の検討
- トイレ改修の計画的な推進

施策が目指す姿・目標

- 安心・安全で快適な教育環境のもと、心身ともに健全な児童生徒が育つまち

	H26	H31
→ 重大ないじめ*の発件数	0件	0件
→ 不登校の児童生徒の割合	小学校: 0.70% 中学校: 3.25%	減少
→ 中学校給食の実施	—	H31目途

施策分野 1 1 生涯学習の推進

施策 1 生涯学習環境の充実

基本方向

- 市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習の成果を活かす場や学習機会の充実に努めます。

取組

- ふるさと向日市の歴史を活かした講座等多様な学習機会の提供
- 社会教育施設の特色を活かした学習機会の充実

施策が目指す姿・目標

- 誰もが、いつでもどこでも、生涯にわたって学ぶことができ、その成果を活かすことのできるまち

施策2 家庭・地域社会の教育力の向上

基本方向

- 家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努めます。
- 学校・家庭・地域社会が連携して、様々な活動を通して地域の絆を強め、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進します。

取組

- 就学前からの子どもの発達に応じた家庭教育に関する学習機会の提供
- 地域ぐるみで子どもを育てる体制づくり

施策が目指す姿・目標

- 地域社会全体で子どもを包み込みはぐくむまち



学校支援地域本部事業を全市立小中学校(9校)で実施

H26

6校(H27)

H31

9校



施策3 市民文化の振興

基本方向

- 市民の自主的な芸術や文化活動に対する支援を行うとともに、文化事業の充実を図る等、優れた芸術文化に触れる機会の提供に努めます。

取組

- 文化創造プランの見直し

施策が目指す姿・目標

- 文化活動を通じて、生きがいと誇りを持つことができるまち
- 貴重な歴史・文化資源を受け継ぎ、大切に守り育て、未来に継承するまち



施策分野 12 生涯スポーツの振興

施策 1 スポーツの振興

基本方向

- 市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努めます。

取組

- 公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 防災拠点としての機能を備えた多目的グラウンドの整備検討

施策が目指す姿・目標

- 自らの意欲や健康状態に応じて、誰もが気軽にスポーツに取り組めるまち

→ 成人の週1回以上のスポーツ実施率

H26

40.8%

H31

50%

施策の柱Ⅲ

信頼と協働で 市民の声が届くまちづくり

施策分野1 市民協働の推進

施策分野2 人権・平和・男女共同参画の推進

施策分野3 行財政運営力の向上

施策分野 1 市民協働の推進

施策 1 市民のまちづくり参加の仕組みの構築

基本方向

- まちづくりの取組及び事業計画の企画・立案段階から市民の意見や意向を把握し、参画できる仕組みを構築します。

取組

- 誰もがわかりやすく、利用しやすいホームページの作成や広報紙の充実
- 市民に対する情報発信体制の充実
- 市民モニター制度の創設等広聴体制の充実
- 地域コミュニティの活性化
- 市民協働の拠点施設の見直し

施策が目指す姿・目標

- 市民と行政が協働し、知恵と力を結集してまちづくりを進めることができるまち
- ホームページや広報紙における「市民発信型情報」の掲載

	H26	H31
→ 市民モニター制度の創設による電子メールやFAX等を利用したモニターの実施	モニター人数 —	モニター人数 500人
→ 「市民と行政における協働のまちづくり」に対する満足度の向上	満足度数値: 2.86 (H27アンケート結果)	満足度数値: 3.00

施策2 市民交流の推進

基本方向

- 観光等における市民を主体とした体験型の交流を進めます。

取組

- 都市間交流の推進
- 国際交流事業の推進

施策が目指す 姿・目標

- 市民が市民交流に意欲を持ち、市民同士が自ら交流事業を行えるまち
- 友好交流を通じた「ふるさと向日市」の再発見につなげる事業の展開



施策分野 2 人権・平和・男女共同参画の推進

施策 1 多様性を認め合う社会の実現

基本方向

- 市民一人一人が人権について、学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的文化が構築できるよう、人権教育・啓発事業に取り組むとともに、世界平和都市宣言の理念の実現に向け、平和施策を推進します。

取組

- 人権教育・啓発推進計画の見直し及び推進
- 広域行政による人権教育・啓発の推進
- 平和行動計画に基づいた事業の展開

施策が目指す姿・目標

- お互いの人権を尊重し合い、共に生きることができるまち



施策2 男女共同参画社会の実現

基本方向

- 男女の人権が等しく尊重され、あらゆる場において性別にかかわらず誰もがいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指します。

取組

- 男女共同参画拠点（女性センター）の整備
- 女性のための相談事業の拡充
- ワーク・ライフ・バランスの普及・推進

施策が目指す姿・目標

- 男女が共に活躍できるまち

施策分野 3 行財政運営力の向上

施策 1 健全で持続可能な行財政運営

基本方向

- 将来にわたって安定した行政サービスを行えるよう、変化する社会情勢や多様な市民ニーズに対応できる効果的・効率的な行財政運営を進めます。

取組

- 行政手続きの電子化による効率的な行財政運営の推進
- 公共施設等総合管理計画 * の策定と推進
- 市役所本館の耐震化
- 健全財政の維持

施策が目指す姿・目標

- 市民が満足できる行政サービスが提供できるまち
- 健全な財政指標の維持

→ 住民票や印鑑登録証明等のコンビニ交付開始

H26

H31

—

開始(H29)

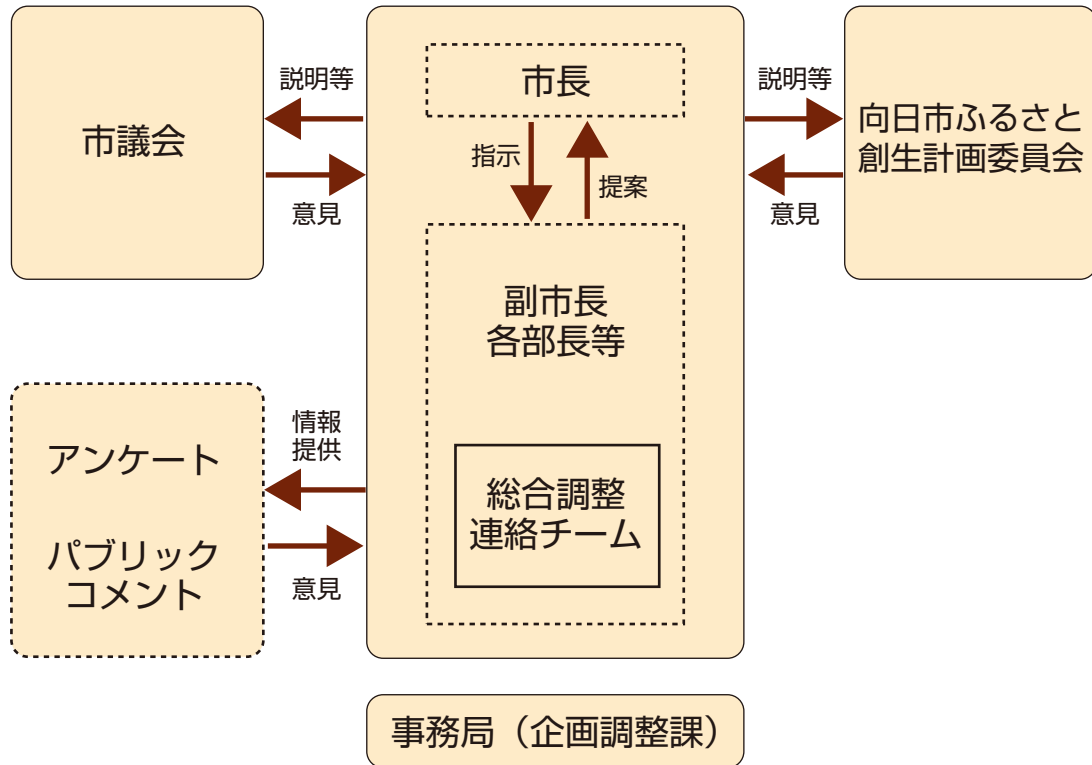


資料編

ページ	用語	解説
9	ゾーン 30	生活道路における歩行者等の安全を確保するため、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路の安全対策のことをいいます。
12	スマート インターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア等から乗り降りができるように設置され、通行可能な車両をETC搭載車両に限定することにより低コストで導入できるインターチェンジのことをいいます。
12 14	向日市歴史的 風致維持向上計画	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき策定し、平成27年2月に国の認定を受けた計画です。「歴史的風致」とは、同法において「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されています。 本計画は、本市の歴史的風致の維持向上を目的とするものです。
16	子育てコンシェルジュ	「コンシェルジュ」とは、フランス語で「管理人」「鍵を管理する人」を意味しますが、最近では、あらゆる職種において、質の高い究極のサービスを提供するという意味の代名詞として広がりを見せています。 「子育てコンシェルジュ」とは、妊婦や転入された乳幼児の保護者の面接等を通じ、把握したニーズに応じて情報提供を行い、必要な方には継続的にきめ細やかな支援を行うことを目的とする事業です。
20	徘徊SOSネットワーク	認知症高齢者等が徘徊等により行方不明になられた場合に、地域ぐるみで速やかに発見し、安全に保護するために構築しているシステムです。 具体的には、SOSネットワークに事前登録された方が行方不明になられた時に、協力機関として登録された市内の医療機関、介護サービス事業所、薬局、商店、新聞販売所等へ情報を提供し、早期発見・早期保護に繋げることを目的としています。

ページ	用語	解説
26	南海トラフ地震	日本列島の東海地方から近畿・四国地方にかけての太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード9クラスの巨大地震のことをいいます。
30	予防保全型の維持管理	污水管及びマンホール等の管路施設が異常や故障に至る前に対策を実施する管理方法のことをいいます。
32	質の高い学力	「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む意欲・態度」の3つの要素が統合された学力のことをいいます。
32	校種間連携	保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の異なる校種間でお互いの取組に理解を深めるための連携を図ることをいいます。
32	ICT	Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のことをいいます。
34	シャトルラン	20m間の往復運動による全身持久能力の測定法です。体育館等で20mの間隔を設定されたスピードに合わせて往復し、設定スピードについていけなくなるまでの往復回数を記録とします。
37	重大ないじめ	いじめ防止対策推進法において重大事態と定義されるいじめのことで、いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合のことをいいます。
48	公共施設等総合管理計画	全ての公共施設の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新や長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設の今後のあり方等、基本的な方向性を定める計画です。

策定体制



策定経過

平成27年	8月	第1回向日市ふるさと創生計画委員会
	9月	市民アンケート実施
	10月	第2回向日市ふるさと創生計画委員会
	11月	議員全員協議会
平成28年	1月	第3回向日市ふるさと創生計画委員会
	1月	議員全員協議会
	2月	パブリックコメント
	3月	議員全員協議会

向日市ふるさと創生計画委員会

(順不同・敬称略)

	氏名	団体・役職等
委員長	中村 智彦	神戸国際大学経済学部 教授
副委員長	大塚 正洋	向日市観光協会 会長
委員	高橋 信吾	向日市商工会 会長
	藤澤 正典	京都府山城広域振興局 副局長
	東 義明	京都銀行 向日町支店長
	森田 正樹	連合京都乙訓地域協議会 議長 (三菱電機労働組合京都支部 執行委員長)
	山舗 恵子	京都リビング新聞社 編集長
	池田 和子	市民公募
	松井 恒夫	市民公募

向日市ふるさと創生計画委員会設置要綱

(設置)

第1条 歴史を活かしたふるさと「向日市」の創生を図る「向日市ふるさと創生計画（向日市総合戦略）」（以下「創生計画」という。）の策定及び推進にあたり、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めるため、向日市ふるさと創生計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 創生計画の策定に関すること。
- (2) 創生計画の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内に住所を有する者で、市の募集に応じた者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 20 日から施行する。

ふるさと向日市創生計画

発行／平成28年3月
向日市

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20
TEL : 075-931-1111(代) FAX : 075-922-6587
E-mail : kikaku@city.muko.lg.jp



む　こ　う　し
向日市

古都のむこう 魅力のふるさと